

相続時精算課税の利用状況

制度調査部

齋藤 純

2004年分の贈与税の課税状況より

【要約】

国税庁から公表された2004年分の贈与税に関する課税状況では、従来からの贈与税の課税方法である「暦年課税」と、3年前に導入された「相続時精算課税」に分けて、贈与税の課税状況が明らかにされている。

贈与税の申告を行った人数ベースでは、依然として暦年課税を選択する割合が8割近くを占めるが、贈与財産価額ベースで見ると、相続時精算課税の割合が5割を超えている。

本稿では、相続時精算課税制度の導入を受けて、納税者(=贈与を受けた者)の行動がどのように変化しているのかについて、贈与税の課税状況から考察する。

1. 贈与税の課税状況の公表

2006年4月17日、国税庁から、2004年分の贈与税に関する課税状況が公表された。贈与税に関しては、図表1に掲げたように、2003年度税制改正において「相続時精算課税制度」の導入という大きな改正が行われた。

今回公表された贈与税の課税状況では、贈与税全体の課税状況とともに、「暦年課税¹」と「相続時精算課税」ごとの課税状況が明らかにされている。本稿では、相続時精算課税制度の導入を受けて、納税者(=贈与を受けた者)の行動がどのように変化しているのかを考察する。

図表1 近年の贈与税に係る主な改正

2003年度税制改正	相続時精算課税制度の創設 暦年課税に係る住宅取得資金の贈与の特例の廃止(経過措置により、2005年12月31日までの贈与について利用可能)
2006年度税制改正	暦年課税に係る住宅取得資金の贈与の特例について、経過措置の適用延長を行わなかったため、同特例の廃止が確定(2006年1月1日以降、住宅取得資金の贈与に係る特例は、相続時精算課税を選択する場合のみ利用可能に)

2. 相続時精算課税制度とは?

相続時精算課税制度とは、生前贈与による高齢者から若年層への財産の移転、さらには消費の促進を念頭に置き導入された制度で、2003年1月1日以後の贈与から適用が可能となっている。暦年

¹ 相続時精算課税制度の導入を受けて、これまでの一般的な贈与税の課税方法は「暦年課税」と呼ばれている。

課税に比べて贈与時の非課税枠が大きく(原則 2,500 万円²)、この非課税枠内の贈与であれば、贈与時には課税されない。

ただし、制度名の通り、非課税枠を利用して贈与した贈与財産であっても、相続時には相続財産に引き戻して課税される³ため、必ずしも納税額の減少につながるものではない。贈与時の非課税枠が大きいことから、贈与を行う側にとって財産の移転時期の自由度が高まる(従来よりも早期の贈与が非課税で可能となる)ことが最大のメリットと言える。

図表 2 相続時精算課税制度の概要

適用対象者	[贈与者] 65 歳以上の親 [受贈者] 20 歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む) 受贈者である兄弟姉妹が別々に、贈与者である父、母ごとに選択できる。
適用手続	相続時精算課税の適用は選択制。 相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までに税務署に届け出る。
対象財産等	贈与財産の種類、金額、贈与回数は制限無し。
税額の計算	
贈与税の計算	特別控除(非課税枠)は 2,500 万円(最初に相続時精算課税の適用を受けた時から、相続が発生するまでの間の累計)。 贈与財産の合計額(過去にこの制度の適用を受けた贈与財産がある場合には、当該財産を含む)が非課税枠である 2,500 万円を超える場合には、超過額に対して一律 20% で課税。 相続時精算課税の適用を受け過去に納めた贈与税額がある場合には、当該贈与税額を控除する。
相続税の計算	相続時に、相続財産と相続時精算課税の適用を受けた贈与財産とを合算した金額を対象に、相続税額を計算する。 相続時精算課税の適用を受け過去に納めた贈与税相当額がある場合には、算出した相続税額から控除する。 相続財産と合算する贈与財産の価額は贈与時の時価とし、相続税額から控除しきれない贈与税相当額は還付する。

3 . 贈与税の課税状況

(1) 贈与税全体の課税状況

2004 年分の贈与税の課税状況は図表 3 の通り。贈与を受け確定申告を行った人は全体で 40 万 3,814 人、このうち納めるべき税額が生じた人は 27 万 9,381 人である⁴。申告を行った人数及び納税すべき税額が生じた人数ともに 2003 年比 1% 以内の微増となっている。

一方、申告された贈与財産価額は 2 兆 3,101 億円であり、納税すべき額は 996 億円となっている。申告された贈与財産価額は微増ながら、納税すべき額は 2003 年比 8.78% の増加となっている点が

² 自己の居住の用に供する家屋の新築又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合には、一定の条件のもとに、1,000 万円の非課税枠(住宅資金特別控除額)が設けられる。

³ 既に納めた贈与税がある場合は相続税額から精算控除する

⁴ 納税猶予の適用を受けた者を除く。

目立つ。

図表3 贈与税全体の課税状況(2004年分)

	2004年分			
	人数(人)	前年比	金額(百万円)	前年比
取得財産価額	403,814	0.04%	2,310,064	0.09%
うち住宅取得資金贈与額	59,864	-9.33%	573,473	-4.26%
配偶者控除	18,738	-8.90%	244,169	-11.07%
基礎控除(暦年課税)又は 特別控除(相続時精算課税)	405,621	0.07%	1,435,519	1.20%
課税価格	308,765	-1.07%	647,365	2.29%
納税すべき額	279,381	0.93%	99,646	8.78%

人数の欄の「取得財産価額」は実数であるため、人数欄の数字は図表4の暦年課税の人数と相続時精算課税の人数の合計にはならない。

(2) 課税方法ごとの課税状況

贈与税全体の課税状況を、暦年課税選択分と相続時精算課税選択分とに分けたものが図表4～6である。暦年課税を適用した人は32万2,282人、相続時精算課税を選択した人は8万3,690人。申告を行った人数ベースで計算すると、20.61%の人が相続時精算課税を選択したこととなり、申告された贈与財産価額ベースで計算すると、52.08%が相続時精算課税により贈与されていることがわかる(図表6参照)。人数ベース・金額ベースともに大きな変化はないが、2003年の課税状況と比べ、相続時精算課税制度の利用者が若干増加している。

図表4 課税方法別の贈与税の課税状況(2004年分)

	暦年課税分				相続時精算課税分			
	人数(人)	前年比	金額(百万円)	前年比	人数(人)	前年比	金額(百万円)	前年比
取得財産価額	322,282	-1.49%	1,107,043	-3.47%	83,690	7.02%	1,203,022	3.60%
うち住宅取得資金贈与額	33,358	-15.96%	179,204	-14.08%	27,109	2.94%	394,268	0.98%
配偶者控除	18,738	-8.90%	244,169	-11.07%	-	-	-	-
基礎控除(暦年課税)又は 特別控除(相続時精算課税)	322,278	-1.49%	354,506	-1.49%	83,343	6.57%	1,081,014	2.12%
課税価格	304,601	-1.16%	524,830	-0.95%	4,278	8.72%	122,535	18.95%
納税すべき額	275,259	0.88%	75,245	5.99%	4,236	7.65%	24,401	18.41%

図表5 課税方法別の贈与税の課税状況(2003年分)

	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人数(人)	金額(百万円)	人数(人)	金額(百万円)
取得財産価額	327,144	1,146,809	78,202	1,161,273
うち住宅取得資金贈与額	39,693	208,564	26,334	390,444
配偶者控除	20,568	274,572	-	-
基礎控除(暦年課税)又は 特別控除(相続時精算課税)	327,144	359,858	78,202	1,058,582
課税価格	308,166	529,855	3,935	103,015
納税すべき額	272,861	70,994	3,935	20,607

図表 6 課税方法の選択割合

	2004年		2003年	
	暦年課税	相続時精算課税	暦年課税	相続時精算課税
納税すべき額が生じる受贈者の割合	85.41%	5.06%	83.41%	5.03%
1人当たりの納税すべき額(万円)	27.34	576.04	26.02	523.68

(3) 若干の考察

2004年に相続時精算課税を選択した83,690人のうち、非課税枠(2,500万円⁵)を超えて納税すべき額が生じた人の数は約4,236人である。相続時精算課税を選択した人の5.06%に納税すべき額が生じた計算となる。裏を返せば、残りの94.94%は、贈与財産の額が非課税枠内に収まったため、贈与時には贈与税が課されなかったわけである。

1人当たりの納税すべき額を計算すると、暦年課税を選択した人の場合1人当たり約27万円であるのに対し、相続時精算課税を選択した人の場合約576万円となる。このことから、相続時精算課税では非課税枠内に贈与額が収まることが多いものの、非課税枠を超える場合には、非課税枠を大きく上回るような価額の贈与財産の移転が行われる傾向があることが分かる。

なお、2003年と比較すると、相続時精算課税の選択者は人数及び贈与財産価額ともに増加しているが、それを上回る率で課税価格及び納税すべき額が増加している。この理由としては、受贈者1人当たりの贈与財産価額及び納税すべき額が2003年に比べ増加していることが考えられるほか、相続精算課税制度の適用が2年目を迎え、初年度に比べ非課税枠に余裕がなくなっているとも考えられる。

一方、暦年課税については、利用者が減少している。中でも住宅取得資金の贈与については、金額ベースで14.08%の大幅な減少となっている。暦年課税を利用した人の納税すべき額だけが2003年に比べ増加(5.99%の増加)しているのは、贈与財産価額はほとんど変わらないものの、税負担が軽い住宅取得資金の贈与が減少したためと考えられる。暦年課税に係る住宅取得資金の特例は2005年12月31日をもって廃止されており、今後ますます、相続時精算課税を選択する割合が高まるものと思われる。

図表 7 課税方法ごとの「1人当たりの納税すべき額」等

	2004年		2003年	
	暦年課税	相続時精算課税	暦年課税	相続時精算課税
納税すべき額が生じる受贈者の割合	85.41%	5.06%	83.41%	5.03%
1人当たり納税すべき額(万円)	27.34	576.04	26.02	523.68

⁵ 既に、同一の贈与者からの贈与について相続時精算課税を利用している場合には、それまでの贈与財産の額を控除する。